



島根県報

令和3年9月7日(火)
第 241 号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(防災危機管理課)	2
母体保護法施行細則の一部を改正する規則	(健康推進課)	3
島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	3

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	4
保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	4
森林法第50条第2項の規定による使用権の設定に関する認可の申請に係る意見の聴取	(")	5
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	5

【公 告】

島根県議会出退表示システム構築・運用保守業務に係る提案競技の実施	(議会事務局)	6
----------------------------------	---------	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第111号）

1 規則の概要

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の改正に伴う避難所の設置、被災した住宅の応急修理並びに応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費に係る規定の整備（第3条・第11条・第15条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇母体保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第112号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第8号・様式第10号・様式第11号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第113号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第4号・様式第5号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第111号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 避難所の設置のため支出できる費用は、次の各号に掲げる避難所の区分に応じ、当該各号に定める費用とし、その額は、被災者1人1日当たり330円以内とする。

(1) 法第4条第1項第1号の避難所 次に掲げる費用

ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費

イ 消耗器材費

ウ 建物の使用謝金

エ 器物の使用謝金（器物を借り上げ、又は購入する場合にあっては、その借上費又は購入費）

オ 光熱水費

カ 仮設便所等の設置費

(2) 法第4条第2項の避難所 次に掲げる費用

ア 前号ウ及びオに掲げる費用

イ 前号エ及びカに掲げる費用のうち、知事が必要と認めるもの

第3条第6項を次のように改める。

6 避難所を開設できる期間は、次の各号に掲げる避難所の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法第4条第1項第1号の避難所 災害発生の日から7日以内

(2) 法第4条第2項の避難所 法第2条第2項の規定による救助を開始した日から知事が別に定める日までの期間

第11条第3項中「1月以内」を「3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）」に改める。

第15条第1項第1号中「被災者」の次に「（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第112号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則（昭和27年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第8号まで、様式第10号及び様式第11号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の母体保護法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第113号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示**島根県告示第563号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和3年9月7日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人えにし	訪問介護	むすび	益田市本町6-18	令和3年9月1日

島根県告示第564号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年9月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に

供する。)

島根県告示第565号

森林法（昭和26年法律第249号）第50条第1項の規定により、使用権の設定に関する認可の申請があったので、同条第2項の規定による意見の聴取について、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 事案の要旨

(1) 使用権設定に関する認可の申請者

松江市長 上定 昭仁

(2) 使用権設定の目的

林業専用道上来待線開設のため

(3) 対象となる土地

松江市宍道町字上来待3080、3125、3127、3128-1、3128-6、4288、4353、4359、4361、4369-2、4370、4371及び4373

(4) 使用の時期及び期間

認可の日から施設が存続する期間

2 意見聴取会の期日、場所等

(1) 期日

令和3年9月14日（火） 午前10時

(2) 場所

松江市東津田町1741-1 島根県松江合同庁舎 603会議室

(3) その他

ア 意見聴取会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

イ 対象となる土地の所有者及びその土地に関し所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）は、意見聴取会に出席し、意見を述べることができる。

ウ 期日に代理人を出席させようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出すること。

エ 全ての所有者等及びその代理人の出席がない場合は、意見聴取会は開催しないものとする。

島根県告示第566号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年9月7日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
津和野町	平成29年度～令和2年度	17枚	1冊	富田ハII	令和3年8月30日
津和野町	平成30年度～令和2年度	16枚	1冊	富田ハIII	令和3年8月30日

公 告

島根県議会出退表示システム構築・運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年9月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項**(1) 名称**

島根県議会出退表示システム構築・運用保守業務

(2) 仕様

島根県議会出退表示システム構築・運用保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県議会出退表示システムの構築業務

契約の日から令和3年12月31日まで

イ 島根県議会出退表示システムの運用保守業務

令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

(4) 予算額

34,180,080円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。

令和3年度 1,709,004円

令和4年度 6,836,016円

令和5年度 6,836,016円

令和6年度 6,836,016円

令和7年度 6,836,016円

令和8年度 5,127,012円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者で

あって、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされているものを除く。)でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (4) 企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の氏名
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (カ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の契約不適合責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和3年9月7日(火)から同月13日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地(島根県庁議会棟) 島根県議会事務局総務課総務グループ

ウ 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。)については、写しの提出で可とする。)

- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 提案書提出書 1部
- (9) 提案書 7部
- (10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和3年9月21日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和3年9月27日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県議会事務局総務課総務グループ

電話 0852-22-6619 F A X 0852-22-5273

電子メール soumuka-kanrisya2@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和3年9月13日（月）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和3年9月16日（木）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和3年9月27日（月）までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県議会議会出退表示システム構築・運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリング及びプレゼンテーションを行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) ヒアリング及びプレゼンテーションの日程は、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。ただし、本手続は令和3年度9月補正予算成立を前提とした準備手続であり、本件予算が成立しなかった場合は、契約は行わない。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提出書類の修正を求められた際には応じること。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Attendance display system for the Shimane Prefectural Assembly, 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. September 27, 2021
- (3) For further details contact : Prefectural Assembly Secretariat General Affairs Division, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-6619